令和４年２月10日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
公衆衛生担当理事　今井　一登

感染症の予防及び感染症の患者に対しする医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜　萢　　敏

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛て標記の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症の宿泊療養又は自宅療養患者の就業制限の解除と濃厚接触者の待機期間の解除に関する取扱いを示すものです。

概要は下記のとおりです

記

○宿泊療養又は自宅療養の解除の基準（退院基準と同様）を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこと。

○就業制限が解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はないこと。

○濃厚接触者の待機期間が解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はないこと。